遊佐町老朽危険空き家解体支援事業補助金交付事業

事業概要

町内の景観及び町民の安全安心の確保を図るため、町内に存する老朽危険空き家の解体を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付し、その費用を助成します。

事業内容

- 1 対象となる空き家
- 次の①~⑤のいずれにも該当するもの。
- ① 個人が所有するもの
- ② 物権又は賃借権が設定されていないもの
- ③ 公共事業等の補償の対象となっていないもの
- ④ 町が行う現地調査における住宅の不良度の判定が10点以上であるもの
- ⑤ 解体撤去後の跡地について、管理人を定め、雑草等の繁茂や不法投棄の誘発を生じさせない誓約ができるもの
- 2 補助対象事業費

補助対象者と解体撤去業者が締結した老朽危険空き家及びその敷地に存する工作物の解体、撤去及び処分に要する費用

補助対象者

次の①~④のいずれにも該当するもの。

- ① 本町の固定資産台帳に登載さている空き家の所有者又は相続権利者
- ② 町税等及び町公共料金を滞納していないこと
- ③ 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- ④ 交付申請年度の3月末日までに、補助金実績報告書を提出することができること。

補助金の額

- ① 住宅の不良度の判定が10点以上100点未満の場合 ・・・・・・・・補助象事業費に2分の1を乗じて得た額(限度額30万円)
- ② 住宅の不良度の判定が100点以上の場合 ・・・・・・・・・・・ 補助象事業費に2分の1を乗じて得た額(限度額40万円)
- ※町内の解体撤去業者(山形県内に本店を有し、町に事業所若しくは営業所を有する法人を含む。)がこれを施工し、かつ、その費用が20万円を超える場合は 10万円を加算
- ※補助対象者及びその者と同一世帯に属する者全員が、市町村県民税が非課税である場合には、10万円を加算
- ※本資料は交付要綱から一部抜粋をして作成した概要版です。詳細は交付要綱をご確認ください。

問合せ先:遊佐町役場総務課 危機管理係 電話 0234-72-5895(直通)

事前調査から補助金の支払いまでの流れ

(1)事前調査の申し込み

事前調査申込書に登記事項証明書(未登記の場合は固定資産課税台帳記載事項の証明書)を添付し、当該空き家が補助対象事業に該当するか否かの 現地調査を町へ申し込んでください。

※現地調査(外観のみ)は町職員等が行います。その際、申請者の立ち合いは不要です。

(2)事前調査

現地調査を行い、老朽危険度の判定行います。その結果を事前調査の申込者へ通知します。

※「事前調査の結果=交付決定」ではありません。交付対象となった場合は「(3)交付申請」を行ってください。

(3)交付申請

交付要綱に定める申請書に必要書類(業者の見積書等)を添付して提出してください。

※事業期間は「解体・撤去工事の完了だけではなく、業者への代金支払、町への実績報告書の提出まで」を含みます。

(4)交付(不交付)決定・工事施工

申請内容の精査及び必要な調査を行い、補助要件に適合しているかを審査し、その結果を通知します。

※解体・撤去の契約や工事の着手は必ず交付決定後に行ってください、交付決定よりも先に契約や工事に着手した場合、補助の対象外となります。 ※交付決定後に取り下げや内容に変更が生じる場合には、町長の承認と指示を受ける手続きが必要になります。

(5)工事完了・実績報告

老朽危険空き家の解体及び撤去が完了したときは、実績報告書に必要な書類等を添付して提出してください。

※工事代金の領収書の写しの他、着工前・着工中・完了後の写真、産業廃棄物を適切に処理したことを証明する書類等が必要となります。

(6)補助金の確定・請求

実績報告内容の精査を行い、工事内容が補助要件に適合しているかを審査し、その結果を通知します。補助金の確定通知書に同封した請求書に必要事項を記入して、通帳の写しを添付して提出してください。

(7)補助金の支払

補助金の請求書の提出後、請求を受けた日から30日以内に指定の口座に補助金を振り込みます。

【交付決定の取り消し】

交付決定者が次の①~③のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができます。

- ① 交付要綱及び補助金交付の条件に違反したとき
- ② 不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき
- ③ その他町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき
- <u>※補助金の交付決定を取り消された交付決定者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還</u> しなければなりません。